

高齢者インフルエンザ予防接種を希望する方は、次の『インフルエンザと予防接種』の説明書を必ず読んで、理解した上で、予診票に記入し、診察を受けてください。

インフルエンザと予防接種

1 インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。

症状は、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などで、のどの痛み、咳、鼻水などもみられます。普通のかぜに比べて全身症状が強く、気管支炎や肺炎などを合併し重症化することが多いのも特徴です。

2 インフルエンザの予防

予防の基本は、流行前に予防接種を受けることです。

感染予防のためには、人込みは避けましょう。また、常日頃から十分な栄養や休息をとることも大事です。感染の広がりには空気の乾燥が関連しています。室内では加湿器などを使って加湿しましょう。外出時のマスクや帰宅時のうがい、手洗いは、普通のかぜの予防と併せておすすめします。

また、高齢者肺炎球菌ワクチン接種券が届いているかたは、肺炎球菌ワクチンの接種も併せてご検討ください。

3 インフルエンザ予防接種の有効性

インフルエンザ予防接種は高齢者の発病予防や重症化防止の有効性が確認されています。

なお、予防接種を受けてから抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は約5か月間とされています。より効率的に有効性を高めるためには、毎年流行する前の12月中旬までに接種を受けておくことが必要です。

一般的には、**65歳以上のかたは1シーズン1回**の予防接種で効果があります。

4 インフルエンザ予防接種の副反応

予防接種の注射の跡が、赤みを帯びたり、はれたり、痛んだりすることがありますが、通常2~3日のうちに治ります。また、わずかながら熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどがみられることもありますが、通常2~3日のうちに治ります。接種後数日から2週間以内に発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害の症状が現れるなどの報告があります。非常にまれですが、ショックやじんましん、呼吸困難などがあらわれることがあります。

5 接種対象者

① 65歳以上のかた

② 60歳以上65歳未満のかたで、心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスの病気による重い障がいのあるかた（身体障害者手帳1級相当）

接種は、義務ではなく、本人が接種を希望する場合のみに予防接種を行います。

6 予防接種について

(1) 一般的注意

インフルエンザの予防接種の説明書をよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師に質問しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。

予診票は接種する医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受けるかたが責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

→裏面へつづく

(2) 予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱のある人、一般的に、体温が 37.5℃以上の場合を指します。
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は見合わせるのが原則です。
- ③ インフルエンザ予防接種に含まれる成分によって、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな人
「アナフィラキシー」というのは通常接種後約 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐（おうと）、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。
- ④ 前にインフルエンザの予防接種を受けたとき、2 日以内に発熱、発疹、じんましんなどアレルギーとみられる異常があった人
- ⑤ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

(3) 予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液、その他慢性の病気で治療を受けている人
- ② 今までにけいれんを起こしたことがある人
- ③ 気管支喘息のある人
- ④ インフルエンザ予防接種の成分又は鶏卵、鶏肉、その他の鶏由来のものに対して、アレルギーがあるといわれたことがある人

(4) 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 予防接種を受けた後 30 分間は、急な副反応が起こることがあります。医師(医療機関)とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ② インフルエンザワクチンの副反応の多くは 24 時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- ③ 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- ④ 接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

(5) 予防接種を受けない場合

医師の説明を十分聞いた上で、ご本人が接種を希望しない場合、家族やかかりつけ医の協力を得てもご本人の意思の確認ができなかったため接種をしなかった場合、当日の身体状況などにより接種をしなかった場合などにおいては、その後、インフルエンザに罹患、あるいは罹患したことによる重症化、死亡が発生しても、担当した医師にその責任を求めすることはできません。

(6) 副反応が起こった場合

予防接種の後まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に、ほかの病気がたまたま重なって現れることがあります。

予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどくはれたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、医師(医療機関)の診療を受けてください。

7 健康被害救済制度について

予防接種により障がいなどの健康被害が生じたと認定された場合には、予防接種法に定められた医療費や各種手当などの給付を受けられる制度です。

《不明な点はお住まいの市・町にお問い合わせください》

小田原市健康づくり課 0465-47-0820

箱根町健康福祉課

0460-85-0800

真鶴町健康福祉課 0465-68-1131 (代)

湯河原町保健センター

0465-63-2111 (代)

[小・箱・真・湯]